

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の概要

平成27年3月
総務省自治行政局公務員部福利課

地方公務員等共済組合法による共済年金の給付額は、掛金の標準となる給料の額及び期末手当等の額を現在価値に再評価した額を基礎として算定していますが、その際に用いる再評価率等は、物価や賃金の変動等を踏まえて毎年度改定することとしています。

本政令は、平成26年度に算出された名目手取り賃金変動率にスライド調整率を乗じて得た額を基準として再評価率の改定等を行うほか、特例水準が解消されることから、平成27年4月以後における地方公務員等共済組合法による年金である給付の額を基本的には0.9%引き上げる等の改正を行うものです。

※ 共済年金に関する取扱いは、厚生年金、国家公務員共済年金と同様です。

・施行日 平成27年4月 1日